傷害保険付定期積金

水沢信用金庫

平成24年7月1日現在

1.商品名(愛称)	・しんきん傷害保険付定期積金
1.間面名(変称)	
	・取扱期間 平成22年1月18日~平成22年7月30日
2.販売対象	・個人の方
3.契約期間	·5年、10年
4. 預 入	
(1)預入方法	•毎月一定金額を定められた日に払込みとします。
(2)預入金額	•5,000円以上
(3)預入単位	•5,000円単位
(4)掛込総額	•30万円~1,500万円
5.支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6.利息(給付補てん金)	
(1)適用金利	•固定金利
	・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
(2)支払方法	・給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・給付補てん金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利
(-) []]]	回りを乗じて計算します。
7. 税 金	・給付補てん金には、20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
	(なお、マル優は利用できません)
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得
	税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	——————————————————————————————————————
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入ができます。
10.中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、
取扱い	解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに
4X1/X V	支払います。但し、契約期間10年もので、払込日から解約日の前日までの期間
	が5年を超える場合は、証書記載の年利回り×50%によって計算し、この積金の
	掛金残高相当額とともに支払います。
11 会到桂却の7 手士法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・	・苦情処理措置本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時~17時、
紛争解決措置	電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。
	•紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-
	3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター
	等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さま
	は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17
	時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東
	京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いた
	だけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会に
	おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の
	解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解
	決する方法(移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫
	総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、 13. その他参考と または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を なる事項 いただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までと その利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、 決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が 保護されます。) 附帯される傷害保険の概要 保険契約者 信金中央金庫 被保険者 定期積金契約者本人 国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ亡くなられた場合や入 保険の対象 院、手術をされた場合に保険金をお支払いします。 【障害死亡保険金】 お支払いする保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いしま す。お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険 者カードに記載された掛金総額と同額となります。2年目以降については、掛金総額から 毎年、初回掛金の12倍(1年分)の金額分づつ減額した金額となります。 【障害入院保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険 者カードに記載された掛金総額の0.1%の金額を保険金としてお支払いします。 【障害手術保険金】 - 入院保険金をお支払いする場合で、その治療のために事故の日からその日を含めて18 0日以内に所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10 倍、20倍または40倍(1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合には、そのうち 最も高い倍率)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故によるケガについて、1回の手 術に限ります。 |※ ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。 ただし、細菌性食中 毒およびウイルス性食中毒は含みません。 保険金をお支払いでき |◎保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)の故意によるケガ ない主な場合 ◎けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ◎無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ◎脳疾患・疾病・心神喪失等によるケガ ◎地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングなどの危険

カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、

プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業など

な運動中のケガ

◎以下の職業に従事中に被ったケガ